

フッ素塗布による異常発生について

【フッ素の急性中毒量】

フッ素の急性中毒量は2 mg/kg、2%フッ化ナトリウムではフッ素として0.9%含まれます。

体重11Kg に対し2.4g を全て飲み込ませないと中毒量には達しません。

フッ素塗布で使用する薬剤(フルオールゼリー)は個別に**0.8g**を計量し塗布するため、**全量飲み込ませても中毒量に達しません。**

(使用するフルオールゼリーの3倍量を全て飲み込んだ場合に限り中毒量に達します)

【フッ素による中毒症状】

消化器：悪心、嘔吐、下痢、流涎、吐血、腹痛が服用後30分以内に生じ、24時間続く

神経：頭痛、知覚異常、視覚障害、視神経炎、痙攣、中枢神経系抑制など。

また、カルシウムの減少によるテタニー、手根と足の筋攣縮 反射異常亢進、

呼吸器：初期には刺激、後に抑制。重篤な場合は30分以内に呼吸麻痺が現れ、2~4時間以内に死亡。24時間生存すれば予後は良好

【フッ素による嘔吐等の異常を呈した際の応急処置】

- ・気管に吸入しないように体ごと顔を横に向ける
- ・**症状が重篤と思われる場合はためらわず、救急搬送を要請する(救急搬送依頼は健康管理課職員が行う)**
- ・通常の嘔吐に対する対応と同様に嘔吐が収まったら水でうがいさせる
- ・水を欲しがれば少量ずつ与える
- ・フッ素塗布は中止する
- ・薬剤の名称・使用量を再確認
- ・普段も吐くことが頻繁にあるか、飲食の時間を保護者に再確認し発生時間とともに記録する
- ・流涎(りゅうぜん、唾液分泌が異常に多くなること)や腹痛があれば軽減するまで経過観察、**症状により救急搬送**。なければ落ち着くのを待って帰宅させる
- ・フッ素の急性中毒は30分以内に生じて、長時間(24時間程度)続くと言われています。なんらかの症状があった場合、30分程度経過を観察して症状が軽快すればフッ素中毒ではないと判断出来ます。観察して特に問題が無ければ帰宅可とします。
- ・事故報告書を作成(別紙)

(フッ素急性中毒の処置として、牛乳を飲ませフッ素をカルシウムに吸着させることが推奨されているが、小児では嘔吐によって気管に吐物を吸い込むことがあるので注意)

【症状が悪化した場合の対処 医療機関受診】

症状の悪化や異常があれば直ちに病院受診をする。2%フッ化ナトリウム(リン酸酸性)ジェル0.8gの塗布を受けたことを説明すること。翌日以降に歯肉の接触痛や糜爛が生じたものは、保護者による検診前の過度なブラッシングによるものと思われるが、なるべく歯科を受診するように指示する。

(救急搬送の依頼や医療機関受診の同行は健康管理課職員が行う)

フッ化塗布に伴う異常発生時の対応マニュアル

【フッ素塗布中や直後に嘔吐した場合の対処】 () 内は対応図の番号に対応

1. 症状出現の報告 (①②)

歯科衛生士はフッ素塗布に伴う異常症状を健康管理課母子保健担当者に遅滞なく報告する。(①)

母子保健担当者は健康管理課長、健診担当歯科医師、歯科医師会長、保健福祉部長に同内容を報告する。(②)

2. 保護者への状況説明と応急処置の実施、医療機関受診 (③④⑤)

母子保健担当職員は保護者に対して現在の状況を説明し、応急処置を実施する(応急処置手順を参照)(③)。

症状が悪化し、緊急を要する時は、健康管理課職員は消防署に救急搬送を依頼する(④)。

医療機関に受診することになった場合は、健康管理課職員は同行し医療機関を受診する(⑤)。

(帰宅後に、症状が発生した場合は、保護者に電話等で応急処置の指示をする。また、受診する場合は、健康管理課職員は医療機関で落ち合うなどし、受診に同行する。)

3. 応急処置と医療機関受診の報告 (⑥)

母子保健担当者は児の状況、応急処置や受診の結果について健診担当歯科医師、歯科医師会会長、保健福祉部長に報告する。(様式「フッ素塗布に伴う異常への対応報告書」)

4. 再発防止に向けて実施方法の再検討 (⑦)

母子保健担当者は歯科医師会、市歯科衛生士、保健福祉部長と共に、実施方法についての再検討をする。

5. 再発防止策の周知 (⑧)

母子保健担当者は歯科医師会、市歯科衛生士、保健福祉部長に再発防止策を周知する。

6. 再発防止策の保護者への説明 (⑨)

母子保健担当者は再発防止策を保護者に説明する。